

令和7年度地域包括支援センター事業評価結果の概要について

【承認事項】

※結果の詳細については別冊「令和7年度地域包括支援センター事業評価報告書」参照

1 事業評価の全体像

【別冊 報告書 P1】

2 豊田市の事業評価について

(1) 事業評価の目的

【別冊 報告書 P4】

地域型包括支援センター（以下、地域型センターという）は、担当地区の課題や状況を分析し、それぞれの地域に適した事業計画を立て、地域課題の解決を目指す。また、基幹型包括支援センター（以下、基幹型センターという）は、地域型センターの後方支援と認知症初期集中支援チームの業務において事業計画を立て、地域型センターの統括機関として機能強化を目指す。

このように地域型センター及び基幹型センターが自ら計画を立て実施した事業について、地域型センター・基幹型センター（以下、包括支援センターという）と市の双方で評価を行い、取組内容について精査、改善をすることにより螺旋状に事業の質を高め、市民サービスの向上を図ることを目的としている。

なお、地域型センターの事業評価は、介護保険法第115条で実施することが規定されている。

(2) 評価方法

【別冊 報告書 P5】

事業評価表（【別添3】資料4）に基づき、各包括支援センターが設定した3項目の事業目標の達成状況について、以下の手順で評価する。

1.各包括支援センターの自己評価⇒ 2.市の評価⇒ 3.運営協議会にて報告

(3) 令和7年度包括支援センター事業評価結果

【別冊 報告書 P6～8】

全包括支援センターが、自ら設定した3つの目標をすべて達成した。

4つの項目（①総合相談支援事業、②包括的・継続的ケアマネジメント支援事業、③認知症に関する支援、④権利擁護事業）について、取組例を紹介する。

(4) 地域型センターの具体的取組事例

【別冊 報告書 P9～22】

各地域型センターの取組事例を紹介する。